

第1回都区財政調整協議会幹事会（R4.12.8）

主な発言概要

本資料は第1回幹事会における協議内容について、区側の聞き取りにより作成したものです。

■ 都側提案事項説明

【都】

それでは、私から、都側の提案事項を説明いたします。

はじめに、今年度の調整税等についてですが、これまでと同様、調整税等の徴収実績に関する情報について、区側に提供いたしております。

9月末までの実績で見ますと、市町村民税法人分の徴収実績につきましては、前年同月比で約400億円の減、固定資産税につきましては、約446億円の増、法人事業税交付対象額の原資である法人事業税につきましては、約499億円の増となっております。

今年度の都区財政調整の当初算定における算定残は、約402億円ですが、最終的にこれかどのようになるか、税収見込みが明らかになった段階で、対応を協議してまいりたいと考えております。

次に、令和5年度の調整税等の見通しですが、正確な見通しについてお示しできる状況にございませんので、概括的な見通しとなりますが、固定資産税につきましては、来年度は、評価替えの年にはあたりませんが、令和4年度に限り講じられている土地に係る固定資産税の負担調整措置の動向を注視していく必要があると考えております。

市町村民税法人分につきましては、企業業績の動向に大きく左右されることから、今後の経済情勢に留意する必要があると考えております。また、今後の税制改正の動向についても注視してまいります。

いずれにしても、今後、都の予算編成が進み、税収見込みが明らかになった段階で、対応を協議してまいりたいと考えております。

次に、基準財政収入額の見込みについてです。

特別区民税については、総所得金額等が増加しているため、前年度に比べ増加傾向が見込まれます。

なお、今後示される税制改正に向けた国の動向に関しては、引き続き注視してまいりたいと考えております。

財源見通しの説明は以上でございます。

続きまして、今回、東京都が提案しております事項について、説明いたします。

お手元に、資料が配付されておりますが、表題が「令和5年度 都区財政調整 東京都提案事項の概要」と題した資料をご覧ください。

まず、「記」書き以下にございますように、今回、東京都から提案する事項は、算定内容の見直しについて、全部で7項目ございます。

このうち主な提案内容として、3項目を説明いたします。

資料2枚目をご覧ください。

まず、【議会総務費】の欄、「出張所管理運営費の見直し」でございます。

昨年度も提案しましたが、今回は実態調査結果に基づき施設の箇所数や面積等を考慮した標準区経費を設定し、見直しを提案するものでございます。

次に、【民生費】の欄、「保育力強化事業費の廃止」でございます。

本件については、子供家庭支援包括補助事業から個別補助事業への移行を契機として令和2年度から新規算定している事項ですが、改めて現状を確認したところ、実施区が8区のみであり、新規算定当時と比較しても実施区が減少していることから、算定の廃止を提案するものでございます。

最後に、【教育費】の欄、「学校運営費（調理従事者ノロウイルス検査委託）の見直し」でございます。

本件については、調理従事者に対するノロウイルス検査の努力義務化を契機に令和元年度から新規算定している事項ですが、努力義務化から一定年数が経過したことから、改めて実施した実態調査結果に基づき、各区の実態を踏まえた見直しを提案するものがございます。

1ページ進めまして、標題が「令和5年度 都区財政調整 東京都提案事項説明資料」をご覧ください。

今回の提案事項について、費目毎に提案事項の内容を記載した説明資料を添付してありますのでご確認願います。

最後になりますが、都と特別区の収入は、景気動向に左右されやすい不安定な構造にあり、今後の景気動向の不透明性を踏まえると、財政環境の先行きを見通すことは困難な状況にあります。

こうした中においても時代はますますその変化のスピードを早めており、都と特別区が緊密に連携し、必要な対策を機を逸することなく的確に講じる必要があります。一方で、都と特別区の財政に対しては、引き続き国や他の自治体からの厳しい目が向けられていることも、都区双方で常に意識していかなければなりません。

したがいまして、都区制度の根幹をなす都区財政調整制度については、既に算定している事項も含め、あらゆる観点から厳しく精査し、より一層の合理化を進めるなど、都区で自律的に算定を見直し、これまで以上に適切な運営を図っていかなければなりません。

都税収入につきましても、現時点で令和4年度最終見込みや令和5年度の見込みは示されておりませんが、感染症対策に万全を期し、社会経済活動の正常化が進む中で、景気は持ち直しの動きが続くことが期待されています。一方で、昨今の物価高騰等の影響も考えられることから、先行きについては引き続き楽観視できる状況にはありません。

都としては、こうした基本姿勢に則って、令和5年度財調協議に当たって必要な提案を行っております。

今後、区側提案とあわせまして、精力的に協議してまいりますので、区側の皆さまのご協力を是非ともよろしくお願いいたします。

都側の提案事項の説明は以上でございます。

■ 区側提案事項説明

【区】

お手元の資料「令和5年度都区財政調整区側提案事項」をご覧ください。

（提案概要）

特別区は、首都直下地震への備えや、超高齢社会への対応などをはじめとした、大都市特有の膨大な行政需要を抱えております。さらに、感染症への対応に加え、物価高騰に伴う各種対策など、課題が山積している状況でございます。

そのような中で、法人住民税の一部国税化等の不合理な税制改正により、特別区の貴重な税源は一方的に奪われており、特別区の財政運営は、より厳しい状況にさらされています。

このような状況下においても、区民サービスの水準を落とすことなく、多様化する行政需

要に的確に対応していくことが、基礎自治体である特別区の責務であると考えております。そこで、現在の社会経済状況の中で特別区が果たすべき役割に的確に対応できるよう、都区財政調整区側提案事項を吟味し、取りまとめております。

基本的事項は3点となります。

まず、「都区間の財源配分に関する事項」です。

特別区における児童相談所の設置は、設置区の区域において関連事務が法的に都から区に移管され、都と特別区の役割分担の大幅な変更が生じるものであるため、その関連経費の影響額について、必要な財源が担保されるよう、配分割合を変更することを求めるものであります。

併せて、将来の設置区数の増加による影響額に応じて、順次配分割合を変更することを求めます。

また、協議にあたっては、都区間の財源配分の課題と、特別区相互間の財政調整の課題とを明確に区分し、現行算定の見直しと配分割合の変更事由を混同しないよう、よろしく願います。

次に、「特別区相互間の財政調整」として、投資的経費や保育所等の利用者負担の見直しなどをはじめとする区側提案について、特別区の実態を踏まえて主体的に調整を図ったものとなっておりますので、あるべき需要が適切に算定されるよう、区側の考え方に沿って整理することを求めるものでございます。

最後に「都区財政調整協議上の諸課題」として、特別交付金、都市計画交付金について、課題の解決に向けて、具体的な検討を進めるよう求めるものでございます。

とりわけ、都市計画交付金については、都区の実績に見合った交付金総額の拡大など、抜本的な見直しを図る必要があると考えておりますので、前向きな対応をお願いします。

次のページをお願いいたします。

この資料は、区側提案事項の内容をまとめた一覧です。

まず、都区間の財源配分に関する項目として、「児童相談所関連経費」を提案いたします。

次に、基準財政需要額の主な調整項目として、「議会総務費」では、「防災行政無線システム維持管理費」など9項目、「民生費」では、「保育所等の利用者負担の見直し」など14項目、2ページの「衛生費」では、「公衆喫煙所維持管理費」など7項目、「清掃費」では、廃棄物処理手数料の見直しについて、「土木費」では、「都市整備総務費（緑化助成経費）」など3項目、「教育費」では、「私立幼稚園等保護者負担軽減事業費」など8項目、さらに、4ページの「その他」として、「投資的経費の見直し」など5項目を加えまして、合計48項目の区側提案事項を整理しております。

本提案につきましては、現に特別区に存する行政需要を、財調上で財源保障すべき項目・規模として基準財政需要額のあり方を踏まえ、整理しているものです。

（基準財政需要額のあり方）

なお、近年の協議では、この基準財政需要額のあり方について、都区の考え方に、一部、乖離が生じていると認識しております。今年度は、個別事業の協議を行っていく中で、都区間の共通認識を改めて積み重ねて参りたいと考えておりますので、限りある時間の中で実り多い協議ができるよう、よろしく願います。

最後になりますが、先だって開催された財調協議会では、特別区の児童相談所設置に伴う都区間の財源配分に関する協議について、都区の意見が大きく乖離している状況です。特に、区側が示した財源配分の考え方については、総務省に確認しているにも関わらず、あたかも独自の法解釈をしているかのような発言があり、とても容認できるものではありませんでした。この他にも、これまでに出された論点等について、一つ一つしっかりと検討を深め、区側の考えをご理解いただけるよう、積極的に議論していきたいと思っております。

また、協議上の諸課題について、都側から課題解決に向けた前向きな見解は示されず、踏み込んだ議論ができておりません。幹事会での協議については、議論を前進させるべく、区側提案に対する都側の見解をしっかりとお示しいただくとともに、前向きに議論に応じていただくよう、よろしくお願いいたします。

区側提案事項の説明は以上でございます。

■ 都側総括的意見

【都】

区側提案事項に関しまして、都側の総括的な意見を申し上げます。

(都区間の財源配分)

はじめに、「都区間の財源配分」に関する提案ですが、

今年度の配分割合の協議は、令和2年度都区財政調整方針に基づき行うものであり、配分割合を増やすことが前提の協議ではなく、児童相談所の運営に関する都区の連携・協力を一層円滑に進めていく観点から、特例的な対応により変更した0.1%を含め、配分割合のあり方についてゼロベースから議論を尽くしていくことがなすべきことであると考えております。

配分割合を変更する際の原則は、「都と特別区の事務配分及び役割分担に大幅な変更があった場合」と、「普通交付金の総額が引き続き財源不足額合算額と著しく異なる場合」には配分割合を変更すべきということが都区合意や法令で定められています。

子どもの最善の利益、安全・安心の観点から、都区の児童相談行政を連携し進めていくことは重要ですが、財調制度上の取扱いについては、役割分担や財源保障の観点からの議論が必要となりますので、真摯に協議を重ねて参りたいと思います。

2回の財調協議会において、区側は役割分担による配分割合の見直しを主張するのみで、財源保障の観点から検証しようとする都の質問に対し、明確な回答はありませんでした。

都としては、財源保障の観点からの議論も必要と考えます。

地方自治法では、財調条例を制定する場合には、都区協議会の協議を経てなされることになっており、都区で真摯に協議を尽くすことが必要です。

今後の協議においてはしっかりと対応していただくようお願いいたします。

(特別区相互間の財政調整)

次に、「特別区相互間の財政調整」に関する提案ですが、

先ほどもご説明しましたとおり、引き続き国や他の自治体からの厳しい目が向けられている中、都税収入についても、昨今の物価高騰の影響など、楽観視できない状況において、都区制度の根幹である都区財政調整制度を適切に運営していかなければならないと考えております。

こうした困難な状況を乗り切るため、都としては、現行の算定内容も含めて、あらゆる観点から厳しく精査し、より一層の合理化を図っていく必要があると考えております。

そうした観点から、算定方法の見直しなど、都側からも提案しております。一方、区側からは、現在実施している様々な施策に関連して、需要の大幅な増加見直しの提案がなされておりますが、こちらも同様の観点で、適正な財調算定に向け、精力的に協議して参りたいと思います。

(都区財政調整協議上の諸課題)

都区財政調整協議上の諸課題に関する提案についてですが、第1回協議会の中で発言させていただいたとおりであります。

(まとめ)

この他、多岐にわたるご提案をいただいておりますが、

先ほどもお話したとおり、国や全国の自治体の東京に対する目線は大変厳しいものがあります。したがって、都区双方で議論を尽くして、自律的に適正な算定に見直していくことが極めて重要と考えます。

都といたしましては、本年度の財調協議が実りあるものとなるよう、真摯に協議に取り組んでまいり所存でございます。

区側の皆さまのご協力を改めてお願いして、区側提案に対する都側の総括的な意見といたします。

■ 区側総括的意見

【区】

私から、都側提案事項に関する区側の総括的な意見を述べさせていただきます。

都側からは、国や他の自治体から厳しい目が向けられている中で、現行の算定内容も含めて厳しく見直しを行い、合理化を図るべきという考え方にに基づき、ご説明いただいた3項目を含め、7項目の提案をいただきました。主に既算定を廃止、縮減する内容となっておりますが、その妥当性をよく吟味し、検討していくことが必要であると考えております。

一方で、少子高齢・人口減少社会に対応していく必要がある特別区では、大都市特有の財政需要が、さらに増大することが見込まれ、さらに、感染症対策や物価高騰対策など取り組むべき喫緊の課題が山積しています。

そのため、算定内容の廃止や縮減だけに目を向けるのではなく、特別区が果たすべき役割に的確に対応できるよう、常に需要に見合った算定としていく観点を欠かすことはできません。区側としては、これらのことを踏まえ、当該年度のあるべき需要が適切に算定されるよう区側提案を吟味し、主体的にとりまとめたところでございます。

また、先ほど都側から、「都区間の財源配分に関する事項」について、「2回の財調協議会において、区側は役割分担による配分割合の見直しを主張するのみで、財源保障の観点から検証しようとする都の質問に対し、明確な回答はありませんでした」と発言がありましたが、区側としては、都区間の財源配分のあるべき姿はどうあるべきかを議論する必要があるという観点も含めて、協議に臨んでおります。一方で、都側は、都区間の財源配分を協議するに当たって最も重要であり、かつ優先して議論しなければならない財源配分を決定する方法すら明確にお答えいただいております。今後の協議においては、協議を深めるためにも、平成12年の都区制度改革の趣旨を踏まえて、しっかりとご対応いただきたいと思います。

区側の総括的な意見は以上でございますが、膨大な行政需要を抱える特別区の実態を踏まえた財調制度とするためにも、都区で議論を尽くし、あるべき需要を財調に適切に反映して、特別区の自主的かつ計画的な行財政運営が担保できるよう、具体的な成果の得られるものにしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

私からは、以上です。

■ 保育力強化事業費の廃止

【都】

私からは、保育力強化事業費の廃止について発言します。

本経費は、令和2年度財調協議において、都の「子供家庭支援包括補助事業」から個別補助事業に移行したことを契機に区側提案があり、合意したものです。

その際、都は「平成30年度時点での実施区が11区に限られることから、あるべき需要として妥当なのか、今後も各区の状況を踏まえ検証する必要がある」と発言しています。

令和2年度財調協議から3年が経過し、改めて都で状況を確認したところ、令和3年度の実施区は8区に限られていることが判明しました。

よって、標準区経費としての普遍性が認められないことから、算定廃止を提案するものです。

私からは以上です。

【区】

都側から説明のありました、保育力強化事業費の廃止について発言いたします。

事業実施区が減少傾向にあること、区ごとの実施状況にバラつきがあることを踏まえれば、普遍性が認められないとして、単位費用における算定を廃止するという都案は、一定程度理解できます。

しかし、財調上、算定すべき項目であり、また、普通交付金で捕捉すべき項目であることに変わりないことから、態容補正による算定が妥当であると考えます。

具体的には、補助の実績報告書を挙証資料として、補助実績をもとに算定を加算する形で対応することが可能と考えますが、都側の見解を伺います。

私からは以上です。

■ 学校運営費（調理従事者ノロウイルス検査委託）の見直し

【都】

私からは、学校給食の調理従事者に対するノロウイルス検査に係る経費の見直しについて、発言いたします。

本経費は、平成29年度に厚生労働省による「大量調理施設衛生管理マニュアル」が改正され、調理従事者に対するノロウイルス検査が努力義務化されたことを契機とし、平成31年度財調協議において区側より提案がされ、都区で合意したものであります。

平成31年度財調協議において、区側の当初提案は、特別区の実態をもとに検査回数を年2回と設定したものでした。それに対し、都側から、児童・生徒の安全面を考慮し、先に述べたマニュアルに沿った検査回数である年6回での設定を促し、修正合意をした経緯があります。

今回、ノロウイルス検査の努力義務化から一定年数が経過したことから、特別区の実態について調査をしたところ、検査回数が現行算定の年6回に満たない区が複数区存在することが分かりました。これを踏まえ、今回の提案は、実態に即した検査回数に再設定するものです。

また、検査に係る単価についても、特別区の実態を踏まえた見直しを提案しております。

私からは以上です。

【区】

都側から説明のありました、学校給食の調理従事者に対するノロウイルス検査に係る経費の見直しについて発言いたします。

今回の都側提案は、国のマニュアルに基づく設定ではなく、特別区の実態を踏まえた検査回数、単価により算定すべきとの内容であります。

区としては、特別区の実態を踏まえて見直すことに異論はありません。

ただし、本件については、先程の発言にもあったように、平成31年度財調協議では、区側が特別区の実態をもとに提案したことに対し、都側から厚生労働省のマニュアルに沿った回数に変更するよう指摘があり、都案に沿って修正合意に至った経緯があります。

今回、国の基準ではなく、区の実態を踏まえた提案とした理由について、都側の見解をお伺いします。

私からは以上です。

【都】

ただいま、区側より「区の実態を踏まえた提案とした理由」についての確認がありました。

先ほど述べたとおり、努力義務化から一定年数が経過している中、年6回での設定に満たない区が複数区存在することが分かったことによります。

また、区側から「都側提案は、国のマニュアルに基づく設定ではなく」との発言がありました。

当該マニュアルは必ずしも年6回の検査を実施することのみを努力義務としている訳ではなく、必要に応じて検査を実施する、ということも努力義務として位置付けております。

そのため、本提案による見直しは、必ずしも国のマニュアルに基づかないことを意味する訳ではないと考えております。

私からは以上です。

■ 都区間の財源配分に関する事項

【区】

私からは、都区間の財源配分に関する事項について発言いたします。

本件に関しましては、すでに2回行われた財調協議会の中で、実質的に議論が始まっているため、区側提案の説明は割愛し、財調協議会における内容を引き継ぐ形で始めたいと思います。

第2回財調協議会において、都区間の財源配分の考え方について、都側から「都と特別区間の財源配分の基礎となる数値を条例で定めるに当たっては、都区の役割分担の状況を慎重に吟味する必要がある。また、地方自治法施行令第210条の14の規定にも鑑みると中期的には安定的な割合を定めなければならない。」とされている。こうした考えにより、都区間の財源を配分すべきであると考えている」という、全く理解しかねる、明確ではない回答がありました。

また、「特別区財政調整交付金は、地方自治法施行令第210条の12により、特別区の基準財政需要額から基準財政収入額を控除することにより得られる財源不足額であるというのが制度の基本であり、地方自治法施行令第210条の14の規定により、この財源不足額の合算額と普通交付金総額が引き続き著しく異なる場合には、条例で定める割合、配分割合の変更を行うものである。こうしたことから、特別区の需要と収入がどうなっているかという点抜きには、都区間の財源配分を検討することはできない。こうした考えに基づき、都と特別区との協議により決めるべきものと考えている」とも発言がありました。

この発言を踏まえると、都側は、都区間の財源配分を決めるにあたっては、都の状況を計る必要はなく、特別区のみ必要額の積み上げによって、都区間の財源配分、つまり配分割合を決めればよいという考え方であると認識してよろしいでしょうか。この認識が異なるということであれば、具体的にお示しください。なお、「慎重に吟味する」や、「中期的には安定的な割合」ということは、財源配分の決定方法ではありません。区側は、明確な財源配分の決定方法を伺っているのです。

都側の考え方が、特別区のみ必要額の積み上げによって配分割合を決めるということであれば、明確に法の規定を逸脱したものであるとともに、平成12年都区制度改革によって、新たに確立された都区制度を全く理解していない見解です。都側は、都区制度改革前後で、財調制度の制度運用は何も変わらないという認識なのではないでしょうか、都側の見解を伺います。

なお、都区間の財源配分の考え方について、都区の役割分担に応じて配分するという事は、区側の独自解釈であり、都側として認めることができないということであれば、これまで都区で膨大な作業を費やしてきた、平成12年都区制度改革に向けた協議、その後の主要5課題の協

議、都区のあり方検討について、一体何のための作業であったのかということを含めて、確認していく必要があると考えております。

また、都区間の財源配分は都区の役割分担に応じて配分すべきという区側の見解は、繰り返しになりますが、法解釈として総務省に確認したものです。都側がなおも疑義があるということであれば、都区合同で総務省に確認に行くことは、やぶさかではありませんので、申し上げておきます。

次に、配分割合の変更について、第2回協議会において回答がなかった点について、改めてお聞きします。

1点目は、第2回協議会における都側のご説明からすると、配分割合を変更する根拠は、役割分担の変更も含めて、地方自治法施行令第210条の14の規定が全てであるように聞こえましたが、そういうお考えなのでしょうか。

2点目は、仮にそうであるとするならば、平成19年度における配分割合の変更は、同施行令第210条の14に定める著しい財源不足が見込まれなくとも、配分割合を変更していることから、都区の協議で配分割合の変更は可能ということになり、矛盾いたしますが、その点はどのようにお考えなのでしょうか。

この2点について、明確にお答えください。

次に、過去の変更事例についても改めて確認いたします。

平成19年の都補助事業の区自主事業への切り替えとしての1%の変更、三位一体改革の影響による2%の変更、令和2年度の児童相談所関連経費の取り扱いの協議の結果としての0.1%の変更について、どの変更事由に該当し配分割合の変更に至ったのか、認識をお伺いします。変更事由としては、地方自治法施行令第210条の14か、都区合意している実施大綱に定める都区の役割分担の大幅な変更か、大規模な税財政制度の改正か、その他必要があると認められる場合か、この4点以外の事由によるものなのか、いずれに当たるのか、お答えいただけますでしょうか。万が一、4点以外の事由であるという場合は、その根拠も含めてお示しください。

なお、都補助事業の区自主事業への切り替えに関しては、平成19年度財調方針では、東京都から特別区への更なる事務移管等の方向が出されたことを踏まえて、配分割合を1%変更しているという点を前提に、お答えください。

第2回協議会における区側の確認に対し、都側の回答は、「配分割合の変更は、都区で協議して決めるもの」とした上で、当時の財調方針を発言したのみに留まっております。区側が確認しているのは、配分割合の変更に至った具体的変更事由ですので、申し添えておきます。

次に、都側が、特別区の児童相談所の設置が「都と特別区の事務配分又は役割分担の大幅な変更」に該当するものではない」という論拠として、1点目に、特別区の児童相談所は一斉移管ではなく令和4年度末時点で設置区が7区であること、2点目に、設置区以外の区域では都に設置義務があること、3点目に、サテライトオフィスの設置を進めていること、4点目に、本来設置区が担う業務の一部について、設置区が法的責任を果たしていないことを挙げております。

これらにつきましては、第2回協議会までに、全て論拠になり得ないことを申し上げております。その他に、特別区の児童相談所の設置が「都と特別区の事務配分又は役割分担の大幅な変更」に該当するものではない」という論拠があればお示しください。

なお、都側より、再三にわたり、「特別区は、政令で指定された場合のみ児童相談所を設置可能となっている」と発言されておりますが、これは明確に誤りであります。正確には、児童福祉法上、特別区は児童相談所を設置可能であり、政令指定を受けた場合は、設置が義務付けられることとなりますので、今後は表現にご留意いただくようお願いします。

次に、区側から、地方交付税制度において、中核市が児童相談所設置市となった場合を例に、特別区だけが、財源移譲を受けられないことは、不合理であり容認できないと主張したことを受けて、都側より「特別区の児童相談所の経費は、既に需要算定されており、財源は保障され

ております」との発言がありました。区側の発言の趣旨は、需要として算定しているかということではなく、交付税制度では、府県から当該中核市に財源が付け替わっていることに関して、同じ財源保障制度として、均衡が取れているかという視点での発言です。

つまり、財調制度でも交付税制度と同様に、児童相談所を設置すれば、都から特別区へ財源を付け替えるべきであるということを示し上げております。この点について、改めて見解をお示しください。

次に、区側が配分割合の変更を求めているのは、法の原則や都区の合意事項を踏まえた、役割分担の変更に伴う配分割合の変更であり、地方自治法施行令第210条の14の規定を適用し、配分割合の変更を求めているものではないことを申し上げております。にも関わらず、都側より、再び、都が受け入れなかった区側提案の合計額について、また、配分割合を変更しなければ、児童相談所の運営に要する経費を賄うことができない状況になるのか、あるいは財政運営に支障をきたす状況になるのかという点について見解を求められております。

法の原則や都区の合意事項を踏まえた、役割分担の変更に伴う配分割合の変更を求めるに当たり、なぜ、このような点が必要となるのか、区側が納得できる理由をお示しください。

なお、都側がこのような点について確認を求める一方、区側が回答する必要がないと申し上げていたのは、都区で財源配分の考え方や配分割合の変更の考え方が一致していないことに起因しております。

このため、これらの考え方を一致させるために、前段のところ、具体的な財源配分の考え方の確認や、地方自治法施行令第210条の14が変更事由のすべてなのか、過去の変更事例において、どのような事由によって配分割合を変更しているのかを確認しているわけであり、区側が確認している点を明確にご回答いただければ、財源配分の考え方や配分割合の変更の考え方について、都区で整理することができます。

この結果として、都区で整理した考え方の中で、仮に、都側が指摘するような点、つまり、配分割合を変更しなければ、児童相談所の運営に要する経費を賄うことができない状況になるのか、あるいは財政運営に支障をきたす状況になるのかという点が、必要なか否かが判断できるのではないのでしょうか。

よって、まずは、区側が確認している点について、しっかりと明確にご回答いただければと思います。

私からは以上です。

【都】

ただいま、区側から都区間の財源配分に関する事項について、発言がありました。

区側からの発言に回答する前に、まず、協議姿勢について、一言申し上げます。

先日の第2回財調協議会の都側総括意見でも申し上げましたが、「区側は役割分担による配分割合の見直しを主張するのみで、財源保障の観点から検証しようとする都の質問に対し、明確な回答はありませんでした。」その際に、「都としては財源保障の観点からの議論も必要と考えているので、今後の協議においてはしっかりと対応していただくようお願い」いたしました。

しかし、ただ今の発言では、区側が回答する必要がないものは回答しないという姿勢が明らかになりました。

地方自治法では、財調条例を制定する場合には、都区協議会の協議を経てなされることになっており、都区で真摯に協議を尽くすことが必要です。この点については、地方自治法逐条解説においても、都と特別区が真摯に協議することが推奨されております。

また、第1回財調協議会区側提案においては、「課題を解決するために、お互いの立場を尊重しながら、議論を尽くしていくことが大事であると考えている」旨の発言もありました。

これがお互いの立場を尊重しながら議論を尽くしている状態と言えるのでしょうか。

協議である以上、意見が対立することはままあることだと思います。自らの主張や考えに合わないから、回答を拒否するような姿勢では協議が成り立ちません。今後の協議においては、都側の質問を拒否するような姿勢は改めていただきたいと思います。

それでは本題に入ります。区側から8点についての質問がありました。

区側からは、財調協議会における内容を引き継ぐ形で、幹事会での協議を始めたいとのことでしたので、まずは、区側から「第2回協議会において回答がなかった」と発言のありました2点についてお答えします。

まず1点目ですが、配分割合を変更する際の原則は、これまで何度も説明していますが、「都と特別区の事務配分又は役割分担に大幅な変更があった場合」と、「区の財源に引き続き著しい過不足が生じることが見込まれる場合」があり、それぞれの観点から都区で協議した上で決めるものと考えております。

次に、2点目については、第2回協議会において、「平成19年度の3%、令和2年度の0.1%についても、都区で協議した結果であると認識している」と発言しております。

次に、都側からも、第2回協議会において、区側からの回答がなかった3点につきまして、回答を求めます。

まず1点目ですが、協議会の中で平成10年4月30日の地方行政・警察委員会での自治省財政局長の答弁を紹介しました。

読み上げますと、「これから新しい事務が特別区の分担になっていく、あるいは行政需要が新しく付け加わってくるということも当然あり得るわけでございまして、その結果、今の調整三税の割合がそういう事務配分と要するに見合わないというふうなことになる場合には、これも交付税制度でいいます6条の3第2項のような、継続して著しい財源不足が出る場合にはこの調整割合を変更するというふうなことをこの地方自治法の施行令で定めておるわけでございます。」というものです。

特別区の児童相談所の設置は、この答弁にある「新しい事務が特別区の分担になる」、「行政需要が新しく付け加わってくる」には当たらないという認識なのか、区の見解を伺います。

次に2点目ですが、先ほどの答弁に加えて、もう一つの自治財政局長の答弁も紹介し、この2つの答弁についての区側の認識を確認しました。

この2つ目の答弁を読み上げますと、「清掃事業等が特別区に移管されます場合には、その実施に要します経費は当然都の負担から特別区の負担に代わってまいります。

したがって、この都区財政調整制度におきましては、特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように財調交付金を交付するというございまして、財調制度の基準財政需要額に算入をしていくことが必要になってまいります。

したがって、一般的には現在の都条例で定められております調整割合44%を引き上げる必要が生じてくるということも予想されるわけでございまして、具体的には平成12年4月の法施行時期をめどに都と特別区との間の話し合いによりまして、これらの経費が賄えるように改めて適切な調整割合が設定されてくるものというふうにございまして、というものです。

1つ目の答弁に対しては、「お示しいただいた1例目は、地方自治法施行令210条の14の規定による配分割合の変更規定です。複数年度にわたって著しい財源不足が見込まれる場合または結果としてそういう状態となった場合には、当然に配分割合を変更するものとする強制規定であり、そのような場合には、配分割合を変更しなければなりません。

しかし、これは配分割合を変更する一つのケースであり、全てではありません。今回の特別区の児童相談所の設置については、このケースには当てはまりません。」との回答をいただきました。

2つ目の答弁に対しては、「お示しいただいたもう一つの例は、役割分担の変更に伴って、

配分割合を変更する必要があることが予想されるが、都区の協議により適切に設定されると言っているわけで、まさに役割分担の変更に伴う配分割合の変更を行うケースを説明しているものです。

今回の児童相談所のことについては、「このケースに該当すると考えています。」との回答をいただきました。

この2つの答弁は、両方とも清掃事業の移管に際しての配分割合の決め方についての答弁ですが、なぜ1つ目が今回の児童相談所のケースには該当せず、2つ目のものだけが該当するのか、区側の見解を伺います。

次に、3点目ですが、「配分割合を変更しなければ児童相談所の運営に要する経費を賄うことができない状況となるのか」伺ったところ、「区が求めているのは法の主旨と都区の合意事項を踏まえた、役割分担の変更に伴う財源配分の変更であり、区の財政運営に支障をきたすかどうか判断基準となるものではないと考えている」旨の回答がありました。

この「配分割合を変更しなければ特別区の児童相談所の運営に要する経費を賄うことができない状況となるのか」については、区側が今回の児童相談所のケースに該当するとした2つ目の自治財政局長の答弁についての見解を伺ったものです。

区側が「今回の児童相談所のケースに該当する。」と認めた答弁についての見解を答えられないはずがありません。

改めて伺います。「配分割合を変更しなければ児童相談所の運営に要する経費を賄うことができない状況となるのか」お答えください。

区側からの残る6点の質問については、回答を留保し、この第2回協議会でご回答いただいていない3点の質問についての明確な回答をいただいた後に、回答させていただきます。

私からは以上です。

【区】

都区間の財源配分を協議するにあたり、再三、区側から、都区間の財源配分の考え方、つまり、財源配分の決定方法を確認しておりますが、都側からはこれまで全く明確ではない回答が続いており、今回に至っては回答すらありませんでした。

また、回答したという2点についても、区側から、配分割合を変更する根拠は、役割分担の変更も含めて、地方自治法施行令第210条の14の規定が全てなのか、また、仮にそうであるとするならば、平成19年度における配分割合の変更は、同施行令第210条の14に定める著しい財源不足が見込まれなくとも、配分割合を変更していることから、都区の協議で配分割合の変更は可能ということになり、矛盾するがどのように考えているかという質問に対し、都側は、配分割合を変更する際の原則は、「都と特別区の事務配分又は役割分担に大幅な変更があった場合」と、「区の財源に引き続き著しい過不足が生じることが見込まれる場合」があり、それぞれの観点から都区で協議した上で決めるものと考えている、また、「平成19年度の3%、令和2年度の0.1%についても、都区で協議した結果であると認識している」と回答しているのみであり、区の質問の趣旨を全く無視した回答でした。

それどころか、都側は、区側がすでに回答しているにも関わらず、未だに回答がないと主張し、区側からの確認事項の回答を留保するとしております。

状況を整理させていただきますが、区側参考資料をご覧ください。

特別区の児童相談所設置に伴う財調上の取り扱いに関する協議を行うには、まず、調整税等をどのように都区で配分すべきかという観点から、「都区間の財源配分の考え方」を整理し、次に、整理された財源配分の考え方を踏まえて、「配分割合の変更の考え方」、つまり変更事由を整理しなければなりません。

そうすることで、特別区の児童相談所の設置が、変更事由に該当するかどうか、はじめて、

協議することができます。

このため、区側は、第1回協議会から、再三、財源配分の決定方法と配分割合の変更事由について質問しているわけです。

一方で、都側から質問がありました点は、財源配分の決定方法を考慮せず、変更事由や特別区の児童相談所をどのように取り扱うべきかなどに関する質問に終始しております。議論すべき前段の論点を抜きにしているため、都区の考え方がすれ違って当然なわけです。

以上のことから、先に回答すべきは、どちらか論じるまでもありません。

なぜ、お答えいただけないのか、理解に苦しみます。

こういったことを前提に申し上げますが、区側は誠意をもって都側の質問に回答しておりますし、都側が区側の回答がないと主張している点についても、区側の考え方を示しております。

都側こそが、区側の問いかけに対し、答えておりませんし、答えたように見せても、質問の趣旨に合わない内容の発言を繰り返しているのみです。

にもかかわらず、あたかも区側が不誠実な対応に終始しているかのように指弾し、区側を貶めるような発言をしたことは到底許されるものではありません。

都側こそ、誠意ある対応をすべきです。

次に、都側から質問がありました3点について、お答えいたします。

1点目については、この国会答弁には、特別区の児童相談所の設置については、このケースに当たらないと、第1回協議会にてお答えしているとおりです。

2点目については、こちらについても、すでに回答をしております。配分割合の変更事由は、独立した2つの事由があり、どちらかに該当すれば、配分割合を変更すべきと考えております。

1つ目の事由として、「都区間の財源配分に関しては、法律によって定められている都区の役割分担に応じて定めるものであることから、都区間の役割に変動があった場合には、基本的には配分割合の変更が必要になるということが原則の考え方であり、これを踏まえて実施大綱における都区合意」の変更事由があること、2つ目の事由として、地方自治法施行令第210条の14で定める変更事由があることを申し上げます。

特別区の児童相談所の設置については、前者に該当することから提案をしております。後者は「普通交付金の総額が引き続き財源不足額合算額と著しく異なることとなる場合」に該当していないことから、提案しておりません。

3点目については、配分割合を変更しなければ賄えないのかということですが、先ほど、回答する必要がないことを、その理由とともにお答えしております。また、なぜ回答する必要があるのか、都側にその理由を示していただきたい旨、発言しておりますが、その回答がないので、これ以上何を説明すればよいのでしょうか。

なお、清掃事業についての自治省財政局長の答弁を根拠のようにご説明をされておりますが、当該答弁は、賄えるように適切な配分割合を定めると答弁しているのであって、賄えないかどうかなどということは答弁していないことを申し上げます。

最後に、改めて、申し上げますが、財調制度は、法定の制度でありますので、法的な解釈、また、平成12年の都区制度改革の趣旨も踏まえて、都側もしっかりと明確な回答をすべきです。

本日はこれ以上の回答はできないでしょうから、回答は不要ですが、このあとは、都庁内で改めて対応をしっかり検討していただき、次回までに、財源配分の決定方法について、区側の考え方に賛同するのか、それとも別途法的な根拠をもって、否定するのか、今一度、ご検討いただきたいと思います。

この点については、次回幹事会において、区側から改めて確認いたしますので、しっかりと対応いただくようお願いいたします。

この財源配分の決定方法が、明確にならなければ、この先の協議が進められず、今後の協議進行に支障が生じますので、よろしく対応願います。

仮に、次回幹事会においても、明確な回答がないようでしたら、都区合同で総務省に法解釈を確認することも提案せざるを得ないということを申し上げておきます。

私からは以上です。

■ 特別交付金

【区】

私からは、特別交付金について2点発言いたします。

1点目は、「特別交付金の割合の引き下げ」についてです。

法人住民税の一部国税化等の不合理な税制改正により、税源が奪われており、特別区の財政状況は、厳しい状況にさらされています。このことを踏まえ、各区が安定的な財政運営を行うためにも、可能な限り、算定内容が客観的かつ明確に規定されている普通交付金による対応を図るべく、割合を2%に引き下げを求めます。

2点目は、「算定の透明性・公平性の向上」についてです。

区側が認識していない運用ルールの明確化等を通して、特別交付金の算定の透明性・公平性を向上させていきたいと考えております。

そこで、算定除外となった経費について分析したところ、あるべき財政需要について、普通交付金・特別交付金のいずれにおいても算定されていない事例が確認できました。

具体的には、複数の補助メニューがある国庫補助事業です。

普遍性の有無により、メニューごとに普通交付金における算定が決まっているものですが、普通交付金に算定されていないメニューを、特別交付金で申請したところ「標準算定」として除外されました。

普遍性を理由に普通交付金で算定されないものにも関わらず、特別交付金で「標準算定」として除外される理由について、都側の見解を伺います。

私からは以上です。

【都】

ただ今、区側から「特別交付金の割合の引き下げ」と「算定の透明性・公平性の向上」に関する発言がありました。

特別交付金の割合については、平成19年の都区協議会において、条例の本則を2%から5%に変更する改正条例文案を提示して都区で合意し、改正したものです。

各区においては、その地理的、社会的、経済的諸条件による様々な行政課題に対応するために、その時々状況に応じて独自性を発揮した多種多様な事業に取り組んでいます。

これまで普通交付金の算定改善にも取り組んできましたが、近年の特別交付金の申請状況を見ても、普通交付金の算定対象にはなっていない区ごとに異なる財政需要が、5%を大きく超える規模で毎年申請されています。

こうした財政需要を着実に受け止めるためには、5%が必要であると考えます。

また、区側から、「算定の透明性・公平性の向上」についても発言がありました。特別交付金の算定ルールについては、都側で一方的に策定したのではなく、都区で議論を積み重ね合意したものであり、透明性・公平性の確保の観点からも、その内容について大きな問題はないと考えていることはあらかじめ申し上げておきます。

協議会でも申し上げましたが、今年度の申請においても、相変わらず普通交付金で算定している事項の申請が見られ、区側提案により令和4年度から普通交付金の算定対象として合意された事項の申請も多く、多くの区で見受けられました。

中でも、令和3年度財調協議で「不要な申請作業が減少し、都区双方の事務の軽減に繋がる」

ことから、区側が実施した調査結果を踏まえて算定除外経費として明確にすることを合意した各種システムの維持管理経費については、昨年度に引き続き今年度も約半数の区から申請があるなど、事務の軽減には繋がっていません。

現行の制度を適切に運用し、確実な算定を行うためだけではなく、都区双方の事務の軽減の観点からも、「算定ルールに基づいた適正な申請」となるよう、申請内容の精査については、改めてお願いをいたします。

なお、複数の補助メニューがある国庫補助事業について、「普遍性の有無により、メニューごとに普通交付金における算定が決まっているものですが、普通交付金に算定されていないメニューを、特別交付金で申請したところ「標準算定」として除外されました。」との区側発言がありました。

この「複数の補助メニューがある国庫補助事業」とは、具体的にどの事業を指しているのか伺います。

■ 都市計画交付金

【区】

私からは、都市計画交付金について発言いたします。

都市計画交付金は、本来基礎自治体が行う都市計画事業の財源である都市計画税が特別区の区域においては都税とされている中で、特別区が行う都市計画事業の財源として活用できるよう、設けられているものです。

近年、都市計画税は、増収傾向にあり、平成29年度から令和3年度にかけて約239億円の増収となっており、特別区の都市計画交付金対象事業費についても増加傾向となっています。しかしながら、都市計画交付金予算額は、平成29年度以降200億円に据え置かれ、都市計画税に対する比率は年々低下し続けており、平成29年度は8.7%、令和3年度は7.8%となっています。

さらに、交付率に上限があることから、事業の一部にしか充当できない状況にあります。

今後も市街地再開発事業を始めとする、特別区の都市計画事業の増加に伴い、更なる特別区の一般財源負担と財調財源への圧迫が見込まれます。

区側としては、都市計画税本来の趣旨を踏まえ、特別区の都市計画事業の実績に見合うよう、交付金総額を拡大すること、全都市計画事業を交付対象化すること、交付率の上限撤廃及び交付基準単価を改善することを提案いたします。

なお、都区の都市計画税の配分について、平成12年度都区制度改革の際の国会質疑において、「都市計画交付金の額や配分については、都区において適切な調整がなされるべき」との国の見解が示されております。都においても、都市計画事業は当時の決算額ベースで概ね8対2の割合であることを認めたくえ、区側と協議すべき重要な課題として確認する旨の見解を示しております。

このことを踏まえ、これまで何度となく、本件の解決に向けた協議を求めてきたにも関わらず、昨今の財調協議においては、都側は「各区から直接、個別の実施状況や意向等を伺いながら適切に対応していきたい。」などの発言をするにとどまり、実質的な議論ができておりません。

そこで、特別区への都市計画税の配分のあり方について、今回、改めて総務省の見解を確認したところ、都市計画事業の実施状況等に応じて都と区において適切に協議すべきという回答がありました。

この回答を受け、これまで実質的に議論ができなかった抜本的な見直しについて、この場で協議すべきと考えますが、先日行われた財調協議会においても、昨今の発言を繰り返すのみであり、明確な回答はありませんでした。

我々は特別区の代表として、財調協議に臨んでおります。「各区から直接、現状や課題などをお伺いする」ということではなく、この場において、区側が主張している現状や課題に対し、都側の見解を述べるべきです。

このような都側の姿勢は容認できるものではなく、総務省の意向とも異なると考えますが、23区の代表が集まる財調協議の場で議論を行わない理由を伺います。

また、都市計画税の配分について、都区で協議を行うにあたっては、都区が行っている都市計画事業の実施実態や都市計画税の充当状況を検証することが不可欠です。

しかしながら、これまでも区側が再三情報の提示を求めているにもかかわらず、都が行う都市計画事業の実施状況や都市計画税の充当事業の詳細は明らかにされておりません。特に目的税である都市計画税の使途については、国は、議会や住民に対しその使途を明らかにするとともに周知することが適当であるとしております。都知事の目指す都政の透明化を図る意味からも、区側が求める情報を開示すべきと考えますが、都側の見解を伺います。

私からは以上です。

【都】

都市計画交付金につきましては、第1回財調協議会でも申し上げましたが、都としまして、特別区における都市計画事業の円滑な実施は重要であると考えております。

そのため、これまでも都市計画交付金の運用につきまして、各区から都市計画事業の実施状況や意向等をお伺いしながら、区施行の連続立体交差化事業の対象化や都市計画公園整備事業の面積要件緩和など、様々な見直しを順次行ってまいりました。

今後とも各区が取り込まれる都市計画事業を円滑に促進する観点から、各区から直接、現状や課題などをお伺いするなど、引き続き、適切に調整を図りながら対応してまいりたいと考えております。

【区】

区側から、「都市計画交付金の規模の拡大と交付率の撤廃・改善」、「都市計画事業の実態を検証するための情報の提示」を求めましたが、都側から明確な回答はありませんでした。

また、第1回財調協議会においても、これまで実質的に議論ができなかった抜本的な見直しについて、この場で協議できるよう、強く求めてまいりましたが、都側は、これまでと同様の発言を繰り返すばかりです。

総務省の見解は、本件について、都区で協議して決めるべきということですが、再三の要請にもかかわらず、何故、財調協議の場で協議に応じないのか、都側の見解を伺います。

なお、「各区から直接、現状や課題などをお伺いする」ことは、各区ヒアリングであり、特別区の代表者の集まる協議の場ではないことを申し添えておきます。

私からは以上です。

【都】

都市計画税は、都が賦課徴収する目的税であり、法律により特別区にその一定割合を配分することとされている調整税等とは制度上の性格が異なります。

このため、都としては、この財調協議の場において、都市計画交付金を議論するものではないと認識しております。

私からは以上です。

■ 基準財政需要額のあり方

【区】

私からは、保育所等の利用者負担の見直し、子ども医療費助成事業費、私立幼稚園等保護者負担軽減事業費とともに、基準財政需要額のあり方について発言いたします。

保育所及び認定こども園の利用者負担の算定については、財調上、政令の定める上限額をもとに設定されております。一方で、この保育料については、実施主体である市町村が、政令の定める上限を超えないように定めることとされていることから、特別区においては、より低い水準で設定しているところ です。

乳幼児、義務教育就学児を対象とした子ども医療費助成事業費の算定については、財調上、市町村部に対する都補助の水準に準拠しており、所得制限や、一部自己負担金が設定されています。特別区においては、所得制限等を設定せずに事業を実施しています。

幼稚園に通う保護者を対象とした利用料金等の負担軽減については、都補助事業では、助成に上限が設定されていることから、保護者に一定の負担が生じています。このため、特別区では私立幼稚園等保護者負担軽減事業費として、都事業の上乗せ補助を行っておりますが、財調上、算定されておられません。

国においては、子ども基本法が可決成立し、令和5年4月1日に公布されます。都においては、東京都子ども基本条例が令和3年4月1日に施行されており、このなかでは「全てのこどもが誰一人取り残されることなく、将来への希望を持って、伸び伸びと健やかに育っていく環境を整備していかなければならない」としています。

子どもの健やかな成長に大きく寄与する施策であることから、いずれも、特別区の実態に合わせた算定となるよう提案いたします。

また、これらの事業については、過去、何度となく同様の提案を行ってきましたが、都側は地方交付税の設定や都補助の基準が合理的かつ妥当な水準であるとして、合意には至りませんでした。

大都市である都と特別区の間のみ適用される制度であることを踏まえて、都区財政調整制度は、特別区の実態を踏まえつつ特別区間の財源の調整を図り、行政水準の均衡を確保するものであると考えます。

このため、財調上の基準財政需要額における「合理的かつ妥当な水準」は、特別区の実態を反映すべきものであります。

本件につきまして、改めて区案に沿って整理されるようお願いするとともに、財調上の基準財政需要額の「合理的かつ妥当な水準」について、都側の見解を伺います。

私からは以上です。

【都】

ただ今、区側から「財調上の基準財政需要額の『合理的かつ妥当な水準』」に関する都側の見解について確認がありました。

財調上の基準財政需要額の「合理的かつ妥当な水準」については、個々の事務の内容に即して判断をしていくものと考えております。

なお、区側が挙げた3事業に関する「合理的かつ妥当な水準」についての都の見解は、過去の協議で何度も述べてきており、この場で詳細に述べることは致しませんが、保育所等の利用者負担の見直しについては国の基準、子ども医療費助成事業費及び私立幼稚園等保護者負担軽減事業費については都補助の水準が「合理的かつ妥当な水準」であると考えております。

私からは以上です。

■ 高校生等医療費助成事業費

【区】

私からは、高校生等医療費助成事業費について発言いたします。

本件について、都から、令和5年度より制度を始めることについて発表されました。

発表を受け、制度や財源負担のあり方について、都区で協議した結果、最終的には、都が所得制限・自己負担金の設定を前提に、令和5年度から3年間については全額負担すること、また、令和8年度以降の所得制限等の制度の仕組みや財源負担のあり方については、今後別途協議することとなりました。

この結果を踏まえ、特別区では子育て支援の観点から、乳幼児及び義務教育就学児医療費助成制度と均衡を図るためにも、令和5年度から所得制限・自己負担金を設定せずに事業を実施し、都補助の対象外となっている部分については、令和7年度まで、区の負担で実施することといたしました。

そこで、令和7年度までの臨時的な対応として、都補助の対象外である所得制限及び一部自己負担金に係る扶助費及び審査支払手数料について、基準財政需要額に算定するよう提案いたします。

国において、子ども基本法が可決成立し、都においては、東京都子ども基本条例が施行されていることも踏まえ、子どもの健やかな成長に大きく寄与する本事業について、是非とも前向きなご検討をお願い申し上げます。

私からは以上です。

【都】

ただ今、区側から高校生等医療費助成事業費について、発言がありました。

都は、子育てを支援する福祉施策の充実に向け、区市町村が実施する高校生等への医療費助成事業に対し、所得制限や通院時の一部自己負担等の基準を設けた上で補助することとしており、早期の事業開始を促進するため、令和5年度から3年間は都の負担割合を10分の10としています。

よって、都制度においては、区負担は発生しない枠組みとなっています。

都は、これまでの財調協議の中でもお示ししているとおり、都の補助基準は、都全域における「合理的かつ妥当な水準」であると考えます。

また、高校生等医療費助成事業に係る所得制限等の撤廃については、各区が財政状況等を勘案の上、独自の政策判断により実施することから、標準的な需要ではないと考えております。

私からは以上です。

■ 児童相談所関連経費

【区】

私からは、児童相談所関連経費について発言いたします。

本件は、令和2年度財調協議において、「区の児童相談所関連経費の実態が捕捉できるようになった段階で、改めて算定内容を見直す」ことを都区双方において確認しているところです。

このため、今回は令和3年度までに開設した区の実績を基に、算定内容の見直しを提案いたします。

また、現在、児童福祉費の態容補正Ⅲにて算定されている措置費及び旧東京都単独補助事業に係る経費については、実際の措置児童数に応じた算定となるよう、新たな態容補正を提案いたします。

最後になりますが、何よりも子どもたちの安全・安心を確保するという考え方に立ち、東京都全体の児童相談体制を強化していくためには、都と区が一体となって取り組んでいくことが必要不可欠と考えておりますので、是非、前向きなご検討をよろしくお願いいたします。
私からは以上です。

【都】

ただ今、区側から児童相談所関連経費について発言がありました。

令和2年度財調協議における区側提案は、区立児童相談所の開設実態がない中で、規模の異なる都児相の実績や、予算・決算を用いたものであり、算定すべき需要額が区立児童相談所の実態を踏まえたあるべき需要であるのか、合理的かつ妥当な水準となっているのか、判断がつかないものであります。

しかし、子どもの最善の利益、子どもの安全・安心をいかに確保していくかという観点が最も重要であるという都区双方の共通認識を踏まえ、このような課題はあるものの、今後、区立児童相談所の決算が出た時点、区立児童相談所の数が増えた時点で見直しを行うことを前提に、合意したものです。

今回の区側提案は、令和3年度までに開設した区の実績を基に、算定内容の見直しを提案しているとのことですので、「合理的かつ妥当な水準」となっているのか、十分に検証させていただきます。

なお、これまでの財調協議でも申し上げていますが、「合理的かつ妥当な水準」を設定する上では、区の実績だけではなく、国基準や都基準等も踏まえるべきであります。

令和2年度財調協議において、都から指摘した、固定費・比例費割合の設定根拠や、子ども家庭支援センターについて、現行の標準事業規模500㎡が妥当かどうか、区側で検証した結果をお伺いします。

また、新たな態容補正を提案することですが、既に児童相談所関連経費だけで3つの態容補正を設定しています。算定の簡素合理化との考えもある中で、態容補正の新設は、その必要性を十分に検証すべきと考えますが、新たな態容補正が必要と考える理由をお伺いします。

私からは以上です。

■ 投資的経費の見直し

【区】

私からは、投資的経費の見直しについて発言いたします。

投資的経費の建築工事単価については、東日本大震災後の工事費の高騰等が反映できていないことから、依然として特別区の実態とは大きな乖離が生じており、見直しが急務となっております。

今年度の区側提案は、過去の協議における都側の意見を踏まえ、単価の比較のみに留まらず、標準事業規模や年度事業量等を含めた、需要費の全体を検証した上で、取りまとめたものです。

第一に、年度事業量のうち、学校の校舎については、各区の長寿命化計画の方針等を踏まえ、現行の47年から80年に見直すとともに、長寿命化改修工事に係る経費の新規算定を提案します。

また、改修の回数については、20年目に1回目の大規模改修、40年目に長寿命化改修、60年目に2回目の大規模改修を行うものとして標準区モデルを設定しております。

なお、その他の施設については、各区の長寿命化計画の方針等にバラつきがあること、国

から示されている客観的なモデルがないこと等から、今後の状況を踏まえて再度検討するものとして、現行の年度事業量の設定を据え置きます。

第二に、算定上の単価のうち、改築単価については、特別区の実態を踏まえ、各区の決算を基礎とした単価に見直すことを提案します。

また、改修単価については、学校の校舎は、文科省のモデル等を踏まえ、長寿命化改修単価を改築単価に0.6を乗じた額、大規模改修単価を改築単価に0.25を乗じた額とすることを提案します。

その他の施設は、現行の工種ごとに積算する方法を継続しつつ、近年の工事単価の伸びを反映するため、平成26年度から令和4年度までの各区予算単価上昇率を乗じた額とすることを提案します。

併せて、改築及び改修単価については、今後、継続して特別区の実態を反映するため、各区予算単価の上昇率に基づき改定されるよう、物騰率の算出方法を改めることを提案します。

なお、事業規模については、令和3年度末時点の各区の実態に対し、令和4年度算定事業規模の充足率は100.4%と、充足していることから、標準事業規模については、据え置くことといたします。

施設の老朽化対策は特別区の喫緊の課題であり、首都直下地震等をはじめとした災害に備えるためにも、本経費の適切な算定は重要であると考えておりますので、是非、前向きな検討をお願いいたします。

私からは以上です。

【都】

ただいま区側から投資的経費の見直しについて、発言がありました。

区側提案では、「令和3年度末時点の各区の実態に対し、令和4年度算定事業規模の充足率は100.4%と、充足していることから、標準事業規模については、据え置く」とのことです。

区側の主張する充足率100.4%となるのは、全費目の合計値と比較した場合であり、費目ごと、施設ごとに見た場合には充足率にバラつきがあります。

標準事業規模は標準区における施設規模として、各費目の施設の機能別に設定されており、全体で妥当性を判断すべきものではないと考えております。

そのため、標準事業規模の検証に当たっては、施設ごとに妥当性を判断すべきと考えますが、区側の見解を伺います。

あわせて、区側から改築及び改修単価について、各区予算単価の上昇率に基づき改定されるよう、物騰率の算出方法を改めることを提案する旨の発言がありました。

区側提案は、現行の改築及び改修単価の推計方法自体を見直す内容となっておりますが、現行の推計方法は、長期的に見れば23区の実態を反映した合理的な推計方法と考えております。

私からは以上です。